

次の納税通知書は、本人の住所または居所が不明のため送達できなかったため、地方税法第20条の2及び大館市市税条例第18条の規定により、次のとおり告示します。大館市長は送達すべき書類を保管していますから、送達を受けるべき者は申し出てください。

令和8年7月8日

大館市長 石田 健 佑



番 号	送 達 を 受 け る べ き 者 の 氏 名
1	畠山 俊介

書 類 の 名 称 令和8年度秋田県大館市軽自動車税納税通知書

書類の保管場所 大館市役所 市民部 税務課 諸税係